

寒河江市地域づくり推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 市長は、市民の主体的な地域づくり活動を推進し、地域づくり応援事業を適切かつ効果的に実施するため、寒河江市地域づくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、審査及び意見を述べることができるものとする。

- (1) 地域づくり応援事業の審査に関する事。
- (2) 市民の主体的な地域づくり活動のうち特に優れた活動の審査に関する事。
- (3) その他地域づくり応援事業全般に関する事。

(定数)

第3条 委員会は、委員5名以内をもって組織する。

- 2 委員は、地域づくりについて優れた識見を有する者及び公募により選考された者のうちから市長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長をおく。

- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第6条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、市長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要に応じ関係職員の出席を求め、説明を受け、又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画創成課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。